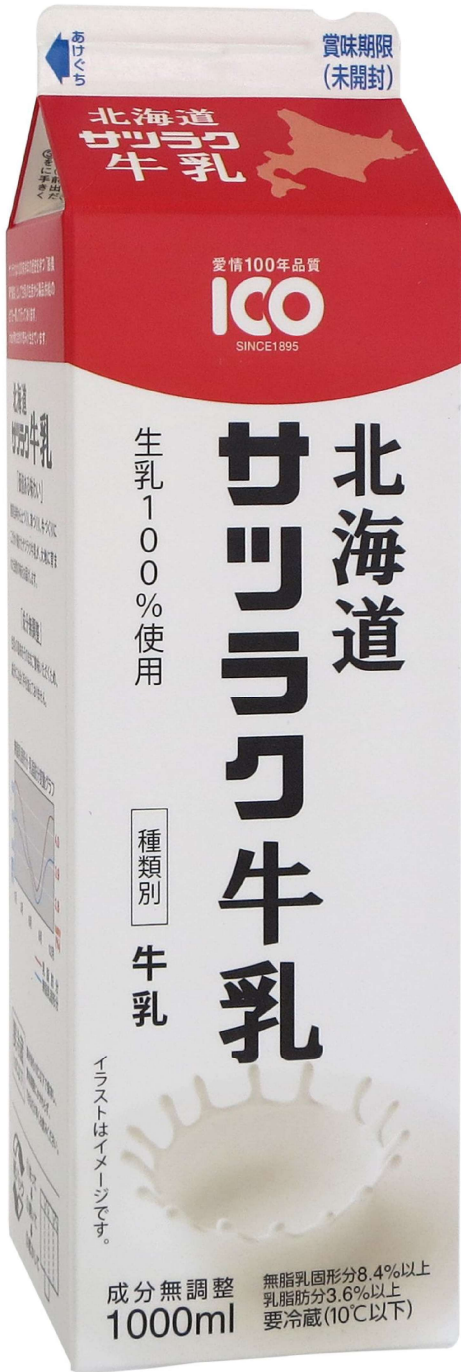


愛情100年品質

ICO

SINCE1895



REPORT 2026

サツラク
プロフェーブル



サツラク農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ	1
I. サツラク農協の概要	
1. 経営理念・パーパス(存在意義)・重要方針	2
2. 主要な業務の内容	3
3. 経営の組織	4
4. 社会的責任と地域貢献活動	6
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	11
II. 業績等	
1. 直近の事業年度における事業の概況	12
2. 最近5年間の主要な経営指標	13
3. 決算関係書類(2期分)	14
III. 信用事業	
1. 信用事業の考え方	34
2. 信用事業の状況	35
3. 貯金に関する指標	37
4. 貸出金等に関する指標	38
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	42
6. 有価証券に関する指標	43
7. 有価証券等の時価情報	44
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	45
9. 貸出金償却の額	45
IV. その他の事業	
1. 営農指導事業	46
2. 共済事業	46
3. 生乳共販事業	48
4. 購買事業	48
5. 畜産事業	48
6. 市乳事業	48
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	49
2. 自己資本の充実度に関する事項	50
3. 信用リスクに関する事項	54
4. 信用リスク削減手法に関する事項	61
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	64
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	64
7. CVAリスクに関する事項	64
8. マーケット・リスクに関する事項	64
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	65
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	66
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	67
12. 金利リスクに関する事項	68
VI. 連結情報	
1. 組合およびその子会社の主要な事業の内容および組織の構成	70
2. 連結事業概況	70
3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結注記表及び連結剰余金計算書	71
4. 農協法に基づく開示債権の状況	86
5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標	87
6. 連結事業年度の事業別経常収支等	87
7. 連結自己資本の充実の状況	88
VII. 財務諸表の正確性等に係る確認	106
VIII. 沿革・歩み	
1. トピックス	107
IX. 記載項目	108

ごあいさつ

組合員、地域の皆様方には、平素より当組合をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

このたび、皆様方に当組合をより一層ご理解いただくために、令和7年度版「サツラクプロフィール」を発刊いたしました。今後、本冊子を通じ皆様方とのおつきあいがより深まれば幸いに存じます。

さて、令和7年度の酪農業界においては、ウクライナ問題や円安の影響により飼料、エネルギー費などの生産コストが高止まりしていること、また深刻な労働力不足もあり、引き続き厳しい経営環境にあることから、当組合では高止まりする酪農生産コストに対応するための様々な対策を講じるとともに8月に基本乳価の値上げを実施しました。

このようななか、物価高による節約志向の高まりや牛乳・乳製品価格の値上げによる売上減少を危惧しましたが、今期決算は税引前当期利益 267 百万円を確保することができました。

本年度は、中期経営計画の2年目であります。酪農生産コストの高止まりや市場環境の不安定さが続くなか、引き続き組合員の皆様が将来も安心して酪農経営に取り組めるよう本指針に則り、経営支援諸対策による生産コストの低減および安定的な乳価財源の確保に向け全力で取り組んでまいります。

市乳事業においては、少子高齢化に伴う消費構造の変化や嗜好の多様化、物価高騰などの影響により、今後ますます戦略的な思考と行動が求められることから、中期経営計画に掲げた様々な基本戦略を実行に移し、乳価財源の安定的確保、最大化に向け更なる成長と収益基盤の強化に取り組んでまいります。

購買事業においては、昨年より生産資材の直送販売に移行しておりますが、引き続き物流コストの低減や関係取引先との協力体制を強化し、良質で安価な生産資材の供給に努めるなど、組合員の酪農経営に寄与する取組を進めてまいります。

信用・共済事業においては、コンプライアンス・マネロン等対策および不祥事未然防止に向けた内部管理態勢を強化しつつ、組合員・利用者の皆様の経営や生活に関わる様々なソリューションの提供を通じて、酪農経営支援など総合事業体としてその使命を果たしてまいります。

組合財務においては、組合員の経営状況に配慮しつつ、内部留保を基本とした自己資本の充実と固定資産の計画的な取得に努め、財務の健全化と経営基盤の強化を図ってまいります。

酪農を取り巻く環境は今後も紆余曲折の連続であり、組合運営・酪農経営の環境は流動的で厳しいものと予想されますが、あらためて組合員並びに地域利用者の皆様から必要とされる組合であり続けるために、皆様の負託に応える取り組みを展開してまいります。

令和8年4月27日

サツラク農業協同組合

代表理事組合長 山本裕康

I. サツラク農協の概要

1. 経営理念・パーパス

【 経営理念 】

「生・処・販」一貫体制(生産・加工・販売)を基本とした組合経営の下に、組合員の生産物を専門農協の特性を活かして優位販売するとともに、指導を含めた営農支援の充実により、組合員の豊かな酪農経営の確立を図る。

【 パーパス(存在意義) 】

組合員の酪農経営を支え、牛乳・乳製品を通じて消費者の皆さまの暮らしを支える

サツラク農協は、「組合員の豊かな酪農経営の確立」を目指し、日々の業務活動に取り組んでいます。組合員の酪農経営を支え、安定した生乳生産を実現すること、そして生産された生乳を牛乳・乳製品として製造・加工・販売し、消費者の皆さまへお届けすることにより、組合員の所得向上に取り組んできました。

サツラク農協が「組合員の豊かな酪農経営の確立」に取り組むことは、地域の一次産業である「酪農業」を支えることだけでなく、良質な牛乳・乳製品の安定供給を通じて消費者の皆さまの暮らしを支えることにもつながり、社会の一員として大切な役割を担っています。

サツラク農協はこれからもこの役割を全うし続けていけるよう、組合員のため、消費者の皆さまのために全力で事業活動に取り組んでいきます。

【 重点方針 】

- 持続可能な酪農経営の実現
営農支援の強化(組合員の生産性向上)と担い手確保・育成支援、労働力確保、事業継承などの営農相談機能の充実により持続可能な酪農に向けた取り組みを実践してまいります。
- 乳価財源最大化に向けた対策強化
主力商品の販売強化並びに業務改善によるコスト低減、マーケティング機能の強化によるサツラクブランドの育成などの取り組みを実践し組合員の所得向上を図ります。
- 組合員サービスの高度化
各部門において中心となる専門職員の育成に取り組み、様々な相談に対応できる体制の構築を図ります。
- 持続可能な組合経営を支える人材の育成確保
職員の能力開発と同時に自律性を高める教育を実施し、組合員・お客様のために努力し続ける人材の育成確保に取り組んでまいります。
- 組織基盤のさらなる強化
業務の標準化による労働生産性の向上および業務品質の安定化、コンプライアンス意識のさらなる醸成に努め、安定経営に資する組織基盤のさらなる強化を図ります。
- 活力ある職場環境づくりの推進
働き方改革の推進により職員満足度(=働きがい)の向上に努めてまいります。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、道民税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金を貸し出し、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等のお取り次ぎもしています。

■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■サービス・その他

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス等いろいろなサービスに努めています。

共済事業

共済事業は、終身共済・年金共済・生命共済・こども共済などの生命保険相互会社と類似する商品と火災共済・建物更生共済・自動車共済・自賠責共済などの損害保険会社と類似する商品をそれぞれお取り扱いしております。私たちはこれからも共済事業を積極的に推進し、皆様の生涯にわたる安心とゆとりある暮らしのお役に立てることを願っております。

生乳共販事業・営農支援対策事業

組合員に対し酪農に関する技術提供、情報提供を行い良質乳の生産に取り組むとともに、その成果品である生乳の集荷から販売までを一括して受託しております。

購買事業

営農に必要な資材、物資を安定的かつ組織的にまとめて購入し、利用者には有利な条件で供給できるよう努めております。

畜産事業

乳牛の売買取引の斡旋、仲介並びに牡犢の引取りを行っております。

家畜診療事業

組合員が飼育する乳牛の疾病予防、人工授精、診療はもとより、乳質向上や繁殖効率の改善など生産性向上対策に取り組んでおります。

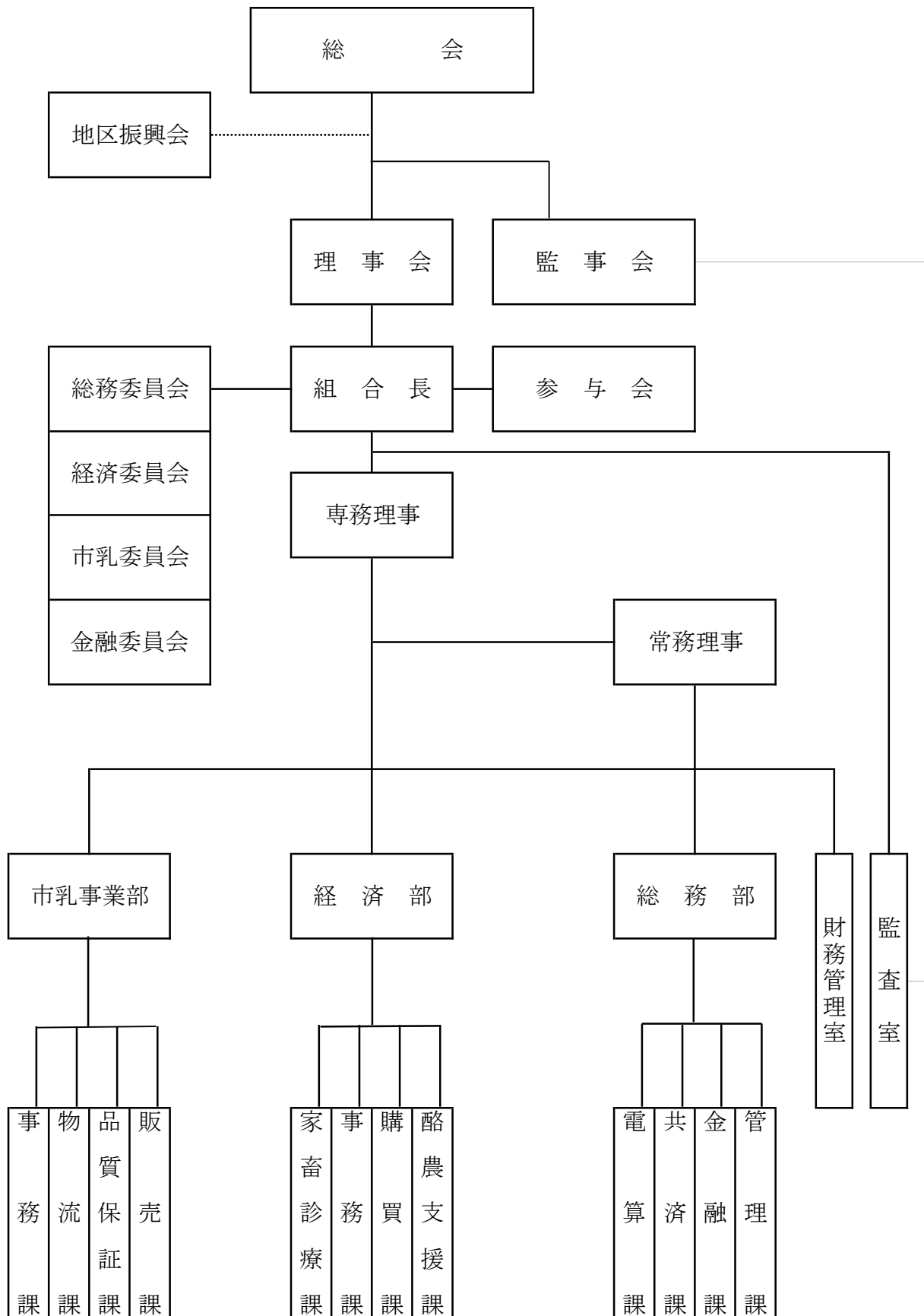
市乳事業

組合員の生産した生乳を処理、加工した新鮮で安全な牛乳・乳製品を皆様にお届けいたします。

3. 経営の組織

① 組織機構図

(令和8年4月現在)



② 組合員数

(単位:組合員数)

	6年度末	7年度末	増 減
正 組 合 員 数	201	196	△ 5
個 人	182	177	△ 5
法 人	19	19	0
准 組 合 員 数	1,711	1,698	△ 13
個 人	1,701	1,688	△ 13
法 人	10	10	0
合 計	1,912	1,894	△ 18

③ 組合員組織の状況

(令和8年3月現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
サツラク青年同志会	会 長 関 友 樹	45人
サツラク婦人同志会	会 長 黒澤 美香	16人
サツラクシニア会	会 長 佐々木 幸子	16人

④ 地区一覧

地 区	区 域 名
石 狩 振 興 局	札幌市、江別市、恵庭市、千歳市、石狩市、北広島市、 その他各町村の全域
空 知 総 合 振 興 局	岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張市、深川市、滝川市、 赤平市、芦別市、砂川市、歌志内市、その他各町村の全域
上 川 総 合 振 興 局	旭川市、東神楽町、上富良野町
後 志 総 合 振 興 局	小樽市、その他各町村の全域
胆 振 総 合 振 興 局	伊達市、苫小牧市、室蘭市、登別市、その他各町村の全域

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和8年3月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 長	山 本 裕 康	理 事	池 田 勲
専 務 理 事	川 口 谷 仁	理 事	長 濱 秀 人
常 務 理 事	天 野 和 雅	理 事	亀 田 泰 貴
理 事	萩 中 昭 夫	代 表 監 事	福 屋 栄 人
理 事	横 田 巖	監 事	福 屋 智
理 事	永 田 喜 一 郎	員 外 監 事	見 上 孝 太 郎

⑥ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和8年3月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD/ATM設置台数
本 所	札幌市東区苗穂町3丁目3番7号	011-721-7301	1
市乳事業部	札幌市東区丘珠町573番地27	011-785-7800	
伊達センター	伊達市末永町12番地12	0142-23-4323	
恵庭診療所	恵庭市恵み野西1丁目5番1号103	0123-29-7056	

(注)本所以外は信用店舗ではありません。

⑦ 共済代理店の状況

(令和8年3月現在)

区分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
共済代理店	(有)オートサービス木村	札幌市東区東苗穂5条3丁目3-50	同左

4. 社会的責任と地域貢献活動

◆ 全般に関する事項							
■ 協同組織の特性	<p>当組合は、石狩振興局・空知総合振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の全域，上川総合振興局の一部を事業区域として農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方にご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。</p>						
組 合 員 数	1,894名 (令和7年12月末現在)						
出 資 金	1,269百万円 (令和7年12月末現在)						
1. 地域からの資金調達の状況							
■ 貯金積金残高	18,576百万円						
■ 貯金商品	<input type="radio"/> 普通貯金(総合口座) <input type="radio"/> 貯蓄貯金 <input type="radio"/> 定期積金 <input type="radio"/> 定期貯金(スーパー定期) <input type="radio"/> 変動金利定期貯金 <input type="radio"/> 期日指定定期貯金						
2. 地域への資金供給の状況							
■ 貸出金残高	<table border="1"> <tr> <td>組合員等</td> <td>8,057百万円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>573百万円</td> </tr> </table>	組合員等	8,057百万円	地方公共団体	-	その他	573百万円
組合員等	8,057百万円						
地方公共団体	-						
その他	573百万円						
■ 制度融資取扱状況	<input type="radio"/> 農業近代化資金 <input type="radio"/> 農業経営基盤強化資金 <input type="radio"/> 農林漁業セーフティネット資金 <input type="radio"/> 農業改良資金 <input type="radio"/> 農家負担軽減支援特別資金						
■ 融資商品	<input type="radio"/> 住宅及びリフォームローン <input type="radio"/> マイカーローン <input type="radio"/> 教育ローン <input type="radio"/> その他(フリー)ローン						

3. 文化的・社会的貢献に関する事項

<p>■ 文化的・社会的貢献に関する事項</p>	<p>「サッポロさとらんど」の酪農ゾーンとして、「ミルクの郷」を運営し、その中の各施設を通して市民・消費者の方々に酪農に対する理解や牛乳・乳製品に対する知識を深めていただくための活動を展開しています。</p> <ul style="list-style-type: none">○市乳工場の見学者通路の開放○各種農業関連イベントや地域活動への協賛○日本赤十字社の献血への積極的参加○交通安全啓蒙活動への積極的参加○高齢者を対象としたイベント活動(健康講座)○地球温暖化防止対策の実施○パークゴルフ大会の開催
<p>■ 情報提供活動</p>	<ul style="list-style-type: none">○組合だより等の広報誌の発行○ホームページやSNSを通じた、組合員等利用者、消費者への情報提供

4. 地域貢献に関する事項(地域との繋がり)

<p>■ 地域貢献に関する事項</p>	<p>組合員である農業者の経営支援および地域住民の暮らしに根ざしたサービスの提供等により、地域の活性化に向け、積極的に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none">○地域密着型金融への取り組み○農業者等の経営支援に関する取り組み方針○農業者等の経営支援に関する態勢整備○ライフサイクルに応じた担い手支援、地域住民の暮らしに根ざしたサービスの提供○経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み○地域内小学校に教材本「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈
---------------------	---

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆様に安心して当組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、財務管理室を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の「償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

なお、有価証券の運用はございません。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続を整備し、自主点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の提案や助言を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、組合のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

○基本方針

当組合は昭和23年の創業以来「農協として社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当組合としてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス推進担当者を設置しております。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 監査室の設置
- ・ 企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

■ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページで公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口(電話:011-721-7301(9時から17時 金融機関の休業日を除く))にて苦情等を受け付けております。

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

札幌弁護士会

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、①の当組合窓口または一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。

なお、札幌弁護士会に直接紛争解決をお申立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか
①の当組合窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年12月末における自己資本比率は、26.29%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	サツラク農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,269百万円(前年度1,285百万円)

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、出資配当金(税引後)については増資に振り向けていただくことで進めております。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ. 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概況

令和7年度は、高止まりする酪農生産コストに対応するための様々な対策を講じるとともに、8月に基本乳価の値上げを実施しました。また、組合員が持続可能な酪農経営の実現を果たすためには、再生産可能な所得を確保することが重要でありますので、中期経営計画の重点方針として掲げた「持続可能な酪農経営の実現」「乳価財源最大化に向けた対策強化」を念頭に、事業分量配当によるさらなる乳価の上積みを目指して、業績の向上、利益の確保に努めてまいりました。

総体の生乳生産量は、45,175 トン(前年比 103.4%)、うち石狩地区は 43,632 トン(前年比 103.5%)という結果となりました。石狩地区の生乳生産量は 15 年ぶりに 43,000 トンを超えました。

市乳事業は、主要品目である飲用乳(成分無調整牛乳、成分調整牛乳)の販売量は成分調整牛乳においてはライバル各社との競争激化、乳飲料との競合により事業量が伸び悩み、計画・前年ともに下回りましたが、成分無調整牛乳においては生乳生産量の増加に伴い、積極的な販売戦略を展開し、計画・前年を上回り、飲用乳総体では計画・前年ともに上回る結果となりました。

(飲用乳合計:32,484kl、計画比 101.5%、前年比 102.9%)

乳製品は乳飲料においてはリニューアル新発売したコーヒー、ミルクティーが好調に推移する一方で白物乳飲料や果汁飲料は苦戦し、計画・前年ともに下回りましたが、発酵乳においては効率的な工場稼働によるチャンスロスの削減と販売量の維持に努め、計画・前年ともに上回り、乳製品総体でも計画・前年ともに上回る結果となりました。

(乳製品合計:10,002kl、計画比 101.4%、前年比 101.7%)

信用共済事業は、金融・共済商品をワンストップで対応する複合推進体制の下、組合員・利用者の皆様の経営や生活に関わる様々なソリューションの提供に努めてまいりました。貯金事業においては、日々の推進活動に対する皆様の深いご理解とご協力により定期貯金の新規獲得については目標を達成することができましたが、金利上昇局面において資金運用の選択肢が広がった影響により、貯金の獲得競争が激化し、他行への預け替えや運用先の変更による解約が大きく増加し、年度末貯金残高は 185 億 76 百万円と計画(97.1%)・前年実績(97.1%)共に下回る結果となりました。共済事業においては、長期共済保有高が 170 億 4 百万円(計画比 98.0%)と建物更生共済における大型契約の解約などが影響し計画を達成することができませんでした。

このような厳しい事業環境ではありましたが、令和7年度の税引前当期利益は計画を上回る 267,441 千円を確保することができました。

今後とも組合員・地域利用者の皆様のご期待に応えていけるよう、コンプライアンス態勢の推進、リスクマネジメントの取組みによる経営体質の強化、財務基盤の拡充に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解、ご協力を賜りたく存じます。

- ① 当該事業年度における重要事項
記載すべき事項はありません
- ② 組合として対処すべき重要な課題及びそれへの対応方針
- 1.「2027中期経営計画(2025年-2027年)」に沿った事業の展開
 - 2.コンプライアンス・マネロン等対策および不祥事未然防止に向けた内部管理体制の強化
 - 3.①自己改革の実践方針(農業者の所得増大の取組)、②中長期の収支シミュレーションを踏まえた経営基盤強化の取組、③准組合員の意思反映及び事業利用方針を総会で決定する等(「3つの方針」)への対応に取り組めます。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益(事業収益)	9,738	9,228	10,142	10,681	11,229
信用事業収益	167	162	162	165	189
共済事業収益	44	41	42	42	46
農業関連事業収益	9,417	8,913	9,846	10,381	10,901
その他事業収益	110	111	93	93	94
経常利益	207	132	212	200	267
当期剰余金(注1)	171	118	173	171	229
出資金	1,337	1,325	1,319	1,285	1,269
出資口数	445,587口	441,580口	439,541口	428,442口	422,846口
純資産額	3,067	3,086	3,155	3,229	3,351
総資産額	24,117	24,482	24,670	24,709	24,399
貯金等残高	18,967	19,206	19,190	19,122	18,576
貸出金残高	7,686	7,928	7,650	8,220	8,630
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当金額	85	94	72	115	129
出資配当の額	13	13	13	13	15
事業利用分量配当の額	72	81	60	103	114
職員数	109人	111人	107人	108人	103人
単体自己資本比率(注2)	20.91%	21.73%	22.67%	21.95%	26.29%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

■ 貸借対照表

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	19,064,461	18,762,937	1 信用事業負債	19,289,437	18,720,563
(1) 現金	31,677	37,155	(1) 貯金	19,122,103	18,575,793
(2) 預金	10,748,405	10,032,016	(2) 借入金	-	19,914
系統預金	(10,737,553)	(10,022,968)	(3) その他の信用事業負債	167,334	124,856
系統外預金	(10,852)	(9,048)	未払費用	(12,045)	(23,017)
(3) 貸出金	8,219,907	8,630,484	その他の負債	(155,289)	(101,839)
(4) その他の信用事業資産	67,133	65,457	2 共済業負債	36,632	34,986
未収収益	(50,740)	(61,243)	(1) 共済資金	21,876	20,139
その他の資産	(16,394)	(4,214)	(2) 未経過共済付加収入	14,570	14,573
(5) 貸倒引当金	△ 2,661	△ 2,175	(3) 共済未払費用	186	248
2 共済事業資産	520	154	(4) その他の共済事業負債	-	27
(1) その他の共済事業資産	521	154	3 経済事業負債	1,944,136	2,009,821
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 支払手形	34,565	15,740
3 経済事業資産	2,606,292	2,544,428	(2) 経済事業未払金	1,292,696	1,404,247
(1) 経済事業未収金	2,106,259	2,165,577	(3) その他の経済事業負債	616,874	589,833
(2) 棚卸資産	129,805	73,758	4 雑負債	163,250	223,015
購買品	(49,560)	(1,444)	(1) 未払法人税等	14,311	35,198
販売品	(69,435)	(59,910)	(2) リース債務	21,104	13,445
その他の棚卸資産	(10,810)	(12,404)	(3) その他の雑負債	127,834	174,372
(3) その他の経済事業資産	370,913	305,735	5 諸引当金	11,742	13,592
(4) 貸倒引当金	△ 685	△ 642	(1) 役員退職慰労引当金	11,742	13,592
4 雑資産	25,055	16,035	6 繰延税金負債	34,339	46,516
(1) その他の雑資産	25,056	16,035	負債の部合計	21,479,536	21,048,494
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(純 資 産 の 部)		
5 固定資産	2,124,717	2,099,699	1 組合員資本	3,146,793	3,241,513
(1) 有形固定資産	2,113,984	2,084,458	(1) 出資金	1,285,326	1,268,538
建物構築物	(710,307)	(670,261)	(2) 資本準備金	1,854	1,854
車両運搬具	(0)	(0)	(3) 利益剰余金	1,861,392	1,975,360
機械装置	(80)	(20)	利益準備金	(1,184,659)	(1,219,659)
工具器具備品	(15,885)	(14,229)	その他利益剰余金	(676,732)	(755,701)
一括償却資産	(-)	(1,553)	金融事業基盤強化積立金	(61,000)	(81,000)
土地	(1,363,687)	(1,363,687)	事業強化対策準備積立金	(152,000)	(154,000)
建設仮勘定	(4,860)	(22,460)	配当平均積立金	(51,000)	(52,000)
リース資産	(19,164)	(12,248)	農林年金対策積立金	(120,000)	(120,000)
(2) 無形固定資産	10,733	15,241	特別積立金	(110,000)	(110,000)
ソフトウェア	(4,046)	(4,383)	当期末処分剰余金	(182,732)	(238,701)
ソフトウェア仮勘定	(6,600)	(10,770)	[うち当期剰余金]	[170,990]	[229,429]
電話加入権	(87)	(87)	(4) 処分未済持分	△ 1,779	△ 4,239
6 外部出資	847,210	918,694	2 評価・換算差額等	82,513	109,301
(1) 外部出資	850,210	921,694	(1) その他有価証券評価差額金	82,513	109,301
系統出資	(581,495)	(613,285)	純資産の部合計	3,229,305	3,350,814
系統外出資	(190,439)	(230,132)			
子会社等出資	(78,276)	(78,276)			
(2) 外部出資等損失引当金	△ 3,000	△ 3,000			
7 前払年金費用	40,585	57,362			
資産の部合計	24,708,841	24,399,308	負債及び純資産の部合計	24,708,841	24,399,308

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業総利益	1,077,916	1,162,935	(11) 市乳事業収益	8,646,048	9,106,887
事業収益	10,597,061	11,151,244	(12) 市乳事業費用	8,125,916	8,524,566
事業費用	9,519,145	9,988,309	市乳事業総利益	520,132	582,321
(1) 信用事業収益	164,849	189,299	(13) 施設賃貸収入	135,330	142,334
資金運用収益	149,662	176,925	(14) 施設管理直接費	76,695	85,703
(うち預金利息)	(1,397)	(16,738)	施設賃貸収支差額	58,635	56,631
(うち受取奨励金)	(46,833)	(42,885)	(15) 営農支援助収入	2,456	1,379
(うち有価証券利息)	(-)	(-)	(16) 営農支援支出	△ 451	277
(うち貸出金利息)	(98,050)	(114,006)	営農支援助収支差額	2,907	1,102
(うちその他受入利息)	(3,382)	(3,297)	(17) 家畜診療収入	90,920	92,413
役務取引等収益	10,380	8,251	(18) 家畜診療支出	45,873	43,700
その他事業直接収益	-	-	家畜診療収支差額	45,047	48,713
その他経常収益	4,808	4,123	2 事業管理費	914,035	929,809
(2) 信用事業費用	19,450	62,414	(1) 人件費	690,586	692,618
資金調達費用	11,632	33,740	(2) 業務費	89,877	98,518
(うち貯金利息)	(10,134)	(32,148)	(3) 諸税負担金	20,902	22,475
(うち給付補填備金繰入)	(9)	(137)	(4) 施設費	107,559	112,349
(うち借入金利息)	(110)	(117)	(5) その他事業管理費	5,111	3,850
(うちその他支払利息)	(1,378)	(1,339)	事業利益	163,881	233,126
役務取引等費用	3,386	3,450	3 事業外収益	122,240	116,488
その他事業直接費用	-	-	(1) 受取雑利息	101	80
その他経常費用	4,433	25,224	(2) 受取出資配当金	11,184	12,773
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)	(3) 賃貸料	7,989	7,943
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 17,571)	(△ 485)	(4) 販売事業外収益	86,148	76,338
信用事業総利益	145,399	126,885	(5) 償却債権取立益	-	-
(3) 共済事業収益	42,370	45,788	(6) 雑収入	16,819	19,355
共済付加収入	40,032	43,070	4 事業外費用	86,147	82,644
その他の収益	2,338	2,718	(1) 支払雑利息	-	-
(4) 共済事業費用	1,377	1,354	(2) 貸倒損失	-	-
共済推進費	-	-	(3) 寄付金	-	-
共済保全費	1,377	1,354	(4) 販売事業外費用	86,148	76,338
その他の費用	△ 0	△ 0	(5) 貸倒引当金繰入額(事業外)	-	0
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)	(6) 貸倒引当金戻入益(事業外)	△ 1	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 0)	(△ 0)	(7) 雑損失	-	6,307
共済事業総利益	40,993	44,434	経常利益	199,974	266,970
(5) 購買事業収益	1,238,644	1,248,513	5 特別利益	44	1,906
購買品供給高	1,219,840	1,231,367	(1) 固定資産処分益	44	1,906
購買手数料	12,866	15,429	(2) その他の特別利益	-	-
その他の収益	5,938	1,717	6 特別損失	238	1,436
(6) 購買事業費用	1,167,459	1,172,958	(1) 固定資産処分損	238	1,436
購買品供給原価	1,110,403	1,152,087	(2) 固定資産圧縮損	-	-
購買品供給費	39,439	15,435	(3) 減損損失	-	-
その他の費用	17,618	5,437	(4) 災害損失	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)	(5) その他の特別損失	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 449)	(△ 7)	税引前当期利益	199,780	267,441
購買事業総利益	71,184	75,555	法人税・住民税及び事業税	(16,330)	(37,552)
(7) 販売事業収益	349,205	388,665	過年度法人税追徴税額	(-)	(-)
販売手数料	71,168	75,001	法人税等調整額	(12,460)	(459)
受入集乳費	274,945	303,972	法人税等合計	28,790	38,011
その他の収益	3,093	9,693	当期剰余金	170,990	229,429
(8) 販売事業費用	162,519	171,164	当期首繰越剰余金	11,742	9,272
販売費	154,621	169,983	過去の誤謬の訂正による累積的影響額	-	-
その他の費用	7,899	1,181	遡及処理後当期首繰越剰余金	11,742	9,272
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(5)	任意積立金取崩額	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 1,422)	(-)	当期末処分剰余金	182,732	238,701
販売事業総利益	186,686	217,501			
(9) 畜産事業収益	11,446	14,121			
(10) 畜産事業費用	4,514	4,329			
畜産事業総利益	6,932	9,793			

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当期末処分剰余金	182,732	238,701
2 任意積立金取崩額	-	-
3 剰余金処分額	173,461	226,483
(1) 利益準備金	(35,000)	(60,000)
(2) 任意積立金	(23,000)	(37,000)
(3) 出資配当金	(12,714)	(15,066)
(4) 事業分量配当金	(102,747)	(114,417)
4 次期繰越剰余金	9,271	12,218

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和6年度	1.0%	令和7年度	1.2%
-------	------	-------	------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和6年度	8,550千円	令和7年度	11,500千円
-------	---------	-------	----------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	積立目標金額	取崩基準
金融事業基盤強化積立金	①将来の金利変動リスクに対応する財源確保 ②将来の貸付リスクに対する財源確保	毎事業年度末の貯金残高の20/1000	次の事由が生じた場合、理事会に付議した上で取り崩すものとする。 ①コストを低減するためのマーケティング調査に係る支出 ②コストを低減するための資産の取得 ③金利変動リスクに対する支出 ④不健全債権の直接償却もしくは間接償却
事業強化対策準備積立金	①各事業施設の整備・修繕に係る支出 ②各事業の強化対策に係る支出 ③口蹄疫など伝染病発生に伴う地域予防、経営安定対策に係る支出	毎事業年度末の有形減価償却資産取得残高の10/100	積立目的①～③の事由が発生した時は、理事会に付議した上で取り崩すものとする。
配当平均積立金	毎期の出資配当率を安定させるため、出資配当財源が少ない場合に支出	毎事業年度末の出資金残高の10/100	積立目的の事由が発生した時は、通常総会の決議により取り崩すものとする。
農林年金対策積立金	農林年金の支出に備えるために積み立てる	1億2千万円	積立目的の事由が発生した時は、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

令和6年度【注記表】

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
〔市場価格のない株式等以外のもの〕
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
〔市場価格のない株式等〕
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ②販売品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③その他の棚卸資産(原材料) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④その他の棚卸資産(貯蔵品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに市乳工場等の機械及び一部備品及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。
- ②無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- ②外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- ③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付

費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・市乳事業

牛乳乳製品の製造を子会社の株式会社ミルクの郷へ委託し小売店等の販売店に供給する事業であり、当組合は小売店等との契約に基づき、製品を引き渡す義務を負っております。この小売店等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末残高のない勘定科目は「-」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）8,358千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年12月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類におい

て認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年12月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 3,346千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 245,788千円であり、その内訳は次の通りです。

建物構築物 193,974千円、機械装置 42,276千円、工具器具備品 9,538千円

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 671,009千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,227,006千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当ありません

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。)の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

- ①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。危険債権額は 24,293 千円です。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額	収 益	費 用
子会社等との取引による総額	131,723 千円	7,119,249 千円
うち事業取引高	121,230 千円	7,076,266 千円
うち事業取引以外の取引高	10,493 千円	42,983 千円

(2) 減損損失の状況

該当ありません。

(3) 棚卸資産評価の状況

市乳事業費用には、低価法による洗い替えにより、前期生クリーム評価損戻入益 3,793 千円と当期生クリーム評価損 949 千円が含まれております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会などへ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、財務管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.50% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 182,451 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	10,748,405	10,730,232	△18,173
貸出金	8,219,907		
貸倒引当金(*1)	△2,517		
貸倒引当金控除後	8,217,390	8,238,640	21,250
経済事業未収金	2,106,259		
貸倒引当金(*2)	△700		
貸倒引当金控除後	2,105,559	2,105,559	-
外部出資	170,549	170,549	-
資 産 計	21,241,903	21,244,980	3,077
貯金	19,122,103	19,036,625	△85,478
経済事業未払金	1,292,696	1,292,696	-
負 債 計	20,414,799	20,329,321	△85,478

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	679,661 千円
外部出資等損失引当金	△3,000 千円
引当金控除後	676,661 千円

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	10,748,405	-	-	-	-	-
貸出金(*1)	820,428	489,769	462,644	442,757	372,453	5,631,856
経済事業未収金(*2)	2,106,193	-	-	-	-	-
合計	13,675,026	489,769	462,644	442,757	372,453	5,631,856

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 36,404 千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 66 千円は償還の予定が見込まれないため含まれておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	14,523,676	1,567,761	1,846,033	79,891	1,104,742	-
経済事業未払金	1,292,696	-	-	-	-	-
合計	15,816,372	1,567,761	1,846,033	79,891	1,104,742	-

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	56,550 千円	170,549 千円	113,999 千円
合計		56,550 千円	170,549 千円	113,999 千円

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

(3) 有価証券の減損処理の状況

該当ありません

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、日本生命保険相互会社との契約による確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	33,644 千円
①退職給付費用	△ 55,761 千円
②年金資産(確定給付企業年金制度)への拠出金	62,702 千円
調整額合計	6,941 千円 ①+②
期末における前払年金費用	40,585 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

①退職給付債務	△787,247 千円
②年金資産(確定給付型年金制度)	827,832 千円
③未積立退職給付債務	40,585 千円 ①+②
④貸借対照表計上額純額	40,585 千円 ③
⑤前払年金費用	40,585 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	55,761 千円
-----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,584 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 64,114 千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
外部出資等損失引当金	829 千円
役員退職慰労引当金	3,243 千円
減損損失否認額	47,577 千円

未払事業税	815 千円
未払費用否認額	2,932 千円
その他	1,379 千円
繰延税金資産小計	56,775 千円
評価性引当額	△48,417 千円
繰延税金資産合計(A)	8,358 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△11,210 千円
その他有価証券評価差額金	△31,487 千円
繰延税金負債合計(B)	△42,697 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△34,339 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.76%
事業分量配当金	△13.73%
住民税均等割等	1.64%
その他	△0.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.41%

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

令和7年度【注記表】

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
〔市場価格のない株式等以外のもの〕
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
〔市場価格のない株式等〕
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①購買品 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ②販売品 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③その他の棚卸資産(原材料) 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④その他の棚卸資産(貯蔵品) 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに市乳工場等の機械及び一部備品及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。
- ②無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- ②外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
- ③退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付

費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・市乳事業

牛乳乳製品の製造を子会社の株式会社ミルクの郷へ委託し小売店等の販売店に供給する事業であり、当組合は小売店等との契約に基づき、製品を引き渡す義務を負っております。この小売店等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末残高のない勘定科目は「-」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）12,939 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年12月に作成した単年度経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年12月に作成した単年度計画を基礎として算出しており、単年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 2,817 千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 245,588 千円であり、その内訳は次の通りです。

建物構築物 193,974 千円、機械装置 42,076 千円、工具器具備品 9,538 千円

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 732,170 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,328,106 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当ありません

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。)の給付

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。危険債権額は 22,483 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額	収 益	費 用
子会社等との取引による総額	147,425 千円	7,480,574 千円
うち事業取引高	130,463 千円	7,427,412 千円
うち事業取引以外の取引高	16,962 千円	53,162 千円

(2) 減損損失の状況

該当ありません。

(3) 棚卸資産評価の状況

市乳事業費用には、低価法による洗い替えにより、前期生クリーム評価損戻入益 949 千円と当期生クリーム評価損 2,581 千円が含まれております。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会などへ預けています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、財務管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務

構造の構築に努めています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.50% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 144,855 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	10,032,016	10,010,869	△21,147
貸出金	8,630,484		
貸倒引当金(*1)	△2,165		
貸倒引当金控除後	8,628,319	8,259,029	△369,290
経済事業未収金	2,165,577		
貸倒引当金(*2)	△593		
貸倒引当金控除後	2,164,984	2,164,984	-
外部出資	210,242	210,242	-
資 産 計	21,035,561	20,645,124	△390,437
貯金	18,575,793	18,408,301	△167,492
経済事業未払金	1,404,247	1,404,247	-
負 債 計	19,980,040	19,812,548	△167,492

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資(*)	711,452 千円
外部出資等損失引当金	△3,000 千円
引当金控除後	708,452 千円

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	9,078,016	954,000	-	-	-	-
貸出金(*1)	817,236	528,868	506,471	435,264	381,069	5,961,576
経済事業未収金(*2)	2,165,511	-	-	-	-	-
合計	12,060,763	1,482,868	506,471	435,264	381,069	5,961,576

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 36,167 千円については「1年以内」に含めております。

(*2) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 66 千円は償還の予定が見込まれないため含まれておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	13,592,479	1,529,764	1,290,502	870,359	1,292,689	-
借入金(*2)	19,914	-	-	-	-	-
経済事業未払金	1,404,247	-	-	-	-	-
合計	15,016,640	1,529,764	1,290,502	870,359	1,292,689	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 借入金のうち、当座借越 19,914 千円については「1年以内」に含めております。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	57,736 千円	210,242 千円	152,506 千円
合計		57,736 千円	210,242 千円	152,506 千円

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

(3) 有価証券の減損処理の状況

該当ありません

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、日本生命保険相互会社との契約による確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	40,585 千円
①退職給付費用	△ 48,607 千円
②年金資産(確定給付企業年金制度)への拠出金	65,384 千円
調整額合計	16,777 千円 ①+②
期末における前払年金費用	57,362 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

①退職給付債務	△794,642 千円
②年金資産(確定給付型年金制度)	852,004 千円
③未積立退職給付債務	57,362 千円 ①+②
④貸借対照表計上額純額	57,362 千円 ③
⑤前払年金費用	57,362 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	48,607 千円
-----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,841 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 59,175 千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	778 千円
外部出資等損失引当金	850 千円
役員退職慰労引当金	3,851 千円
減損損失否認額	48,692 千円
未払事業税	2,516 千円
未払費用否認額	5,365 千円
その他	442 千円
繰延税金資産小計	62,494 千円
評価性引当額	△49,555 千円
繰延税金資産合計(A)	12,939 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△16,250 千円
その他有価証券評価差額金	△43,205 千円
繰延税金負債合計(B)	△59,455 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△46,516 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.68%
事業分量配当金	△11.66%
住民税均等割等	1.22%
各種税額控除等	△2.40%
その他	△0.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.21%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.62%から28.33%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,383千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,083千円減少し、法人税等調整額は300千円減少しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

■ 部門別損益計算書

【令和6年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	10,681,268	164,849	42,370	10,380,672	93,376	
事業費用 ②	9,603,352	19,450	1,377	9,537,103	45,422	
事業総利益③ (①-②)	1,077,916	145,399	40,993	843,570	47,954	
事業管理費④	914,035	109,204	28,814	692,996	83,021	
うち人件費	690,586	89,227	26,105	500,378	74,877	
うち業務費	89,877	18,356	2,434	65,179	3,908	
うち諸税負担金	20,902	1,603	494	18,091	714	
うち施設費	107,559	6,007	1,548	95,555	4,450	
(うち減価償却費⑤)	22,725	848	233	21,405	240	
うちその他事業管理費	5,111	△ 5,988	△ 1,767	13,793	△ 927	
※うち共通管理費等⑥ (うち減価償却費⑦)		21,181	5,811	154,448	5,998	△ 187,437
		848	233	6,180	240	△ 7,501
事業利益 ⑧ (③-④)	163,881	36,195	12,180	150,574	△ 35,068	
事業外収益 ⑨	122,240	3,671	1,007	29,812	87,749	
うち共通分 ⑩		3,671	1,007	26,772	1,040	△ 32,490
事業外費用 ⑪	86,147			△ 1	86,148	
うち共通分 ⑫				△ 1		1
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	199,974	39,867	13,187	180,387	△ 33,466	
特別利益 ⑭	44			44		
うち共通分 ⑮						
特別損失 ⑯	238			238		
うち共通分 ⑰						
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	199,780	39,867	13,187	180,193	△ 33,466	
営農指導事業分配賦額 ⑲				33,466	△ 33,466	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	199,780	39,867	13,187	146,726		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【令和7年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	11,229,400	189,299	45,788	10,900,520	93,792	
事業費用 ②	10,066,465	62,414	1,354	9,958,720	43,977	
事業総利益③ (①-②)	1,162,935	126,885	44,434	941,800	49,815	
事業管理費④	929,809	106,938	32,195	712,338	78,337	
うち人件費	692,618	83,992	28,914	508,861	70,850	
うち業務費	98,518	20,374	2,402	72,371	3,370	
うち諸税負担金	22,475	2,215	604	18,942	714	
うち施設費	112,349	6,890	2,103	99,091	4,265	
(うち減価償却費⑤)	27,563	1,160	325	25,783	295	
うちその他事業管理費	3,850	△ 6,533	△ 1,828	13,073	△ 862	
※うち共通管理費等⑥ (うち減価償却費⑦)		21,502	6,036	155,612	5,470	△ 188,621
		1,160	325	8,391	295	△ 10,171
事業利益 ⑧ (③-④)	233,126	19,947	12,239	229,462	△ 28,522	
事業外収益 ⑨	116,488	3,671	1,031	43,631	68,155	
うち共通分 ⑩		3,671	1,031	26,568	934	△ 32,204
事業外費用 ⑪	82,644			16,103	66,541	
うち共通分 ⑫						
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	266,970	23,618	13,270	256,990	△ 26,908	
特別利益 ⑭	1,906	6	2	1,897	1	
うち共通分 ⑮		6	2	41	1	△ 50
特別損失 ⑯	1,436			1,436		
うち共通分 ⑰						
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	267,441	23,624	13,271	257,452	△ 26,906	
営農指導事業分配賦額 ⑲				26,906	△ 26,906	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	267,441	23,624	13,271	230,546		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和6年度	共通管理費等 営農指導事業	人頭割、人件費を除いた事業管理費割、粗利益割 全額を農業関連事業に配賦
令和7年度	共通管理費等 営農指導事業	人頭割、人件費を除いた事業管理費割、粗利益割 全額を農業関連事業に配賦

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

	信用事業	共済事業	農業関連事業	営農指導事業	計
令和6年度	11.30	3.10	82.40	3.20	100.00
令和7年度	11.40	3.20	82.50	2.90	100.00

3. 部門別の資産

(単位：千円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	24,399,308	18,760,274	154	2,846,550	342,281	2,450,049
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	24,399,308	19,039,580	78,555	4,867,841	413,332	
	2,099,699	165,937	46,579	1,844,971	42,212	

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

当組合では農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、皆様からお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

② JAバンクシステムについて

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増減
資金運用収支	138	143	5
役員取引等収支	7	5	△2
その他信用事業収支	1	△21	△22
信用事業粗利益	145	148	3
信用事業粗利益率	0.75%	0.77%	0.02%
事業粗利益	1,103	1,189	86
事業粗利益率	4.38%	4.72%	0.34%
事業純益	189	259	70
実質事業純益	189	259	70
コア事業純益	189	259	70
コア事業純益 (投資信託解約損益除く。)	189	259	70

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用除く)]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

	6年度			7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	19,258	150	0.78%	19,188	177	0.92%
うち預金	11,432	52	0.45%	10,687	63	0.59%
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	7,826	98	1.25%	8,501	114	1.34%
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	19,334	10	0.05%	19,266	32	0.17%
うち貯金・定期積金	19,312	10	0.05%	19,251	32	0.17%
うち借入金	22	0	0.50%	15	0	0.78%
総資金利ざや	—	—	0.10%	—	—	0.17%

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り+経费率)]

注2) 経费率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高×100]

注3) 預金の利息には受取奨励金を含みます。

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	6年度増減額	7年度増減額
受取利息	2	27
うち預金	1	11
うち有価証券		
うち貸出金	1	16
支払利息	5	22
うち貯金・定期積金	5	22
うち譲渡性貯金		
うち借入金	0	0
差し引き	△ 3	5

注1) 増減額は前年度対比です

利益率

	6年度増減額	7年度増減額	増減
総資産経常利益率	0.79%	1.06%	0.27%
資本経常利益率	6.41%	8.37%	1.96%
総資産当期純利益率	0.68%	0.91%	0.23%
資本当期純利益率	5.48%	7.18%	1.70%

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
流動性貯金	5,352 (27.7%)	5,610 (29.1%)	258
定期性貯金	13,960 (72.3%)	13,640 (70.9%)	△ 320
その他の貯金			
計	19,312 (100.0%)	19,250 (100.0%)	△ 62
譲渡性貯金			
合計	19,312 (100.0%)	19,250 (100.0%)	△ 62

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金+据置貯金+出資予約貯金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
定期貯金	13,659 (100.0%)	12,977 (100.0%)	△ 682
うち固定金利定期	13,659 (100.0%)	12,977 (100.0%)	△ 682
うち変動金利定期			

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
組合員貯金	16,251 (85.0%)	15,874 (85.5%)	△ 377
組合員以外の貯金	2,871 (15.0%)	2,702 (14.5%)	△ 169
うち地方公共団体			
うちその他非営利法人	160 (0.8%)	153 (0.8%)	△ 7
うちその他員外	2,711 (14.2%)	2,549 (13.7%)	△ 162
合計	19,122 (100.0%)	18,576 (100.0%)	△ 546

注1) ()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

■ 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
手形貸付	238	226	△ 12
証書貸付	7,557	8,368	811
当座貸越	31	36	5
割引手形			
合 計	7,826	8,630	804

■ 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
固定金利貸出残高	6,443 (78.4%)	6,781 (78.6%)	338 (0.2%)
変動金利貸出残高	1,776 (21.6%)	1,849 (21.4%)	73 (△ 0.2%)
残高合計	8,219	8,630	411

■ 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
組合員貸出	7,677 (93.4%)	8,073 (93.5%)	396
組合員以外の貸出	542 (6.6%)	557 (6.5%)	15
うち地方公共団体			
うちその他非営利法人			
うちその他員外	542 (100.0%)	557 (100.0%)	15
合 計	8,219 (100.0%)	8,630 (100.0%)	411

注1) ()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
貯 金 等	218	216	△ 2
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産	423	363	△ 60
そ の 他 担 保 物			
計	641	579	△ 62
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	2,277	2,194	△ 83
そ の 他 保 証	5,191	5,772	581
計	7,468	7,966	498
信 用	111	85	△ 26
合 計	8,220	8,630	410

■ 債務保証の担保別内訳

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増 減
貯 金 等			
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計			
信 用			
合 計			

■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円)

	6年度		7年度		増 減	
設 備 資 金 残 高	7,723	(94.0%)	8,158	(94.5%)	435	(0.6%)
運 転 資 金 残 高	497	(6.0%)	472	(5.5%)	△25	(△ 0.6%)
残 高 合 計	8,220		8,630		410	

6. 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増減
国債			
地方債			
社債			
株式			
その他の証券			
合計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■ 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

	6年度	7年度	増減
商品国債			
商品地方債			
商品政府保証債			
貸付商品債券			
合計			

■ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
6年度								
国債								
地方債								
社債								
株式								
その他の証券								
7年度								
国債								
地方債								
社債								
株式								
その他の証券								

■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円)

		6年度	7年度	増 減
農 業		597 (7.3%)	587 (6.8%)	△ 10
林 業				
水 産 業				
製 造 業		58 (0.7%)	46 (0.5%)	△ 12
鉱 業				
建 設 業		1 (0.0%)	1 (0.0%)	
電気・ガス・熱供給・水道業				
運 輸 ・ 通 信 業				
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		9 (0.1%)	12 (0.1%)	3
金 融 ・ 保 険 業				
不 動 産 業		299 (3.6%)	269 (3.1%)	△ 30
サ ー ビ ス 業				
地 方 公 共 団 体				
そ の 他		7,256 (88.3%)	7,715 (89.4%)	459
合 計		8,220 (100.0%)	8,630 (100.0%)	410

注1) ()内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

		6年度	7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	42.99%	46.46%	3.47%
	期 中 平 均	40.53%	44.16%	3.63%
貯 証 率	期 末			
	期 中 平 均			

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
農 業	597	587	△ 10
穀 作			
野 菜 ・ 園 芸			
果 樹 ・ 樹 園 農 業			
工 芸 作 物			
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	597	587	△ 10
養 鶏 ・ 養 卵			
養 蚕			
そ の 他 農 業			
農 業 関 連 団 体 等			
合 計	597	587	△ 10

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	8,167	8,538	371
農 業 制 度 資 金	53	92	39
農 業 近 代 化 資 金	53	92	39
そ の 他 制 度 資 金			
合 計	8,220	8,630	410

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	6年度	7年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	1,561	1,417	△ 144
そ の 他	139	132	△ 7
合 計	1,700	1,549	△ 151

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

	債権額	保 全 額			合 計
		担 保	保 証	引 当	
令和6年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権					
危険債権	24	24			24
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	24	24			24
正常債権	8,204				
合計	8,228				
令和7年度					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権					
危険債権	22	22			22
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	22	22			22
正常債権	8,617				
合計	8,639				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 有価証券等の時価情報

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	6年度		7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券				

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種類	6年度			7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	6年度			7年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分	6 年 度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	26,341	3,279		26,341	▲ 23,062	3,279
個別貸倒引当金	66					66
合 計	26,407	3,279	0	26,341	▲ 23,062	3,345
区分	7 年 度					
	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	期末残高
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	3,279	2,751		3,279	▲ 528	2,751
個別貸倒引当金	66					66
合 計	3,345	2,751	0	3,279	▲ 528	2,817

9. 貸出金償却の額

(単位:千円)

	6 年 度	7 年 度
貸出金償却額	-	-

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

区分	6年度	7年度
人工授精実頭数	1,823 頭	1,736 頭
診療件数	9,948 件	10,158 件

(単位:千円)

項目		6年度	7年度
収入	授精診療収入	77,915	80,955
	授精診療雑収益	13,005	11,458
	計	90,920	92,413
支出	授精診療直接費	33,273	33,631
	授精診療諸費	8,576	6,656
	授精診療車両費	4,040	3,414
	貸倒引当金繰入・戻入	△ 16	△ 1
	計	45,873	43,700
収支差額		45,047	48,713

(単位:千円)

項目		6年度	7年度
収入	営農事務手数料	2,046	1,379
	営農附加貸付料	408	
	営農雑収益	2	
	計	2,456	1,379
支出	営農指導雑支出	460	303
	貸倒引当金繰入・戻入	△ 911	△ 26
	計	△ 451	277
収支差額		2,907	1,102

2. 共済事業

長期共済保有高

(単位:千円)

種類	6年度		7年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	555件	2,743,939	583件	2,757,240
	定期生命共済	85件	511,000	88件	518,000
	養老生命共済	452件	1,247,672	410件	1,111,826
	こども共済	271件	754,100	270件	714,100
	医療共済	421件	129,200	427件	121,200
	がん共済	173件	8,000	194件	7,500
	定期医療共済	57件	62,100	54件	60,600
	介護共済	27件	29,253	35件	40,677
	認知症共済	0件		0件	
	生活障害共済	12件		15件	
	特定重度疾病共済	15件		19件	
	年金共済	579件	15,000	576件	15,000
	建物更正共済	742件	12,273,060	743件	12,372,370
合計	3,118件	17,019,224	3,144件	17,004,413	

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、金額欄は斜線としております。

● **医療系共済の共済金額保有高** (単位:千円)

種類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済		1,479		1,365
	421件	16,790	427件	20,400
がん共済		890		735
	173件	-	194件	5,280
定期医療共済	57件	286	54件	271
合計		2,655		2,371
	651件	16,790	675件	25,680

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済およびがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● **介護系その他共済の共済金額保有高** (単位:千円)

種類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	27件	49,132	35件	65,749
認知症共済	0件	-	0件	-
生活障害共済(一時金型)	8件	73,000	8件	73,000
生活障害共済(定期年金型)	4件	3,500	7件	5,600
特定重度疾病共済	15件	19,000	19件	23,700
合計	54件	144,632	69件	168,049

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● **年金共済の年金保有高** (単位:千円)

種類	6年度		7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	541件	190,603	530件	187,347
年金開始後	38件	13,304	46件	16,403
合計	579件	203,907	576件	203,751

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● **短期共済新契約高** (単位:千円)

種類	6年度			7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	168件	2,370,670	3,646	164件	2,309,970	3,210
自動車共済	1,267件		73,431	1,229件		72,027
傷害共済	112件	364,000	1,124	104件	348,000	1,055
賠償責任共済	107件		490	108件		483
自賠責共済	331件		5,375	347件		5,760
合計	1,985件		84,067	1,952件		82,537

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 生乳共販事業

● 生乳生産量

区 分	6年度	7年度
石狩地区	42,171 t	43,632 t
胆振地区	1,526 t	1,543 t
合 計	43,697 t	45,175 t

● 生乳受託販売品取扱実績

区 分	6年度	7年度	※表示金額(税抜金額)
当期精算高	4,656,501 千円	4,898,600 千円	
販売手数料	71,168 千円	75,001 千円	
販売取扱高	4,727,669 千円	4,973,601 千円	

4. 購買事業

区 分	6年度		7年度		
	取扱量	供給高	取扱量	供給高	
購買 取扱 高	配合飼料	8,022 t	604,946 千円	9,220 t	622,768 千円
	単味飼料	6,514 t	429,169 千円	6,975 t	426,553 千円
	肥 料	2,107 t	199,879 千円	1,926 t	179,833 千円
	農 機 具		142,639 千円		187,243 千円
	酪農資材他		262,155 千円		270,325 千円
	合 計	16,643 t	1,638,788 千円	18,121 t	1,686,722 千円

5. 畜産事業

区 分	6年度		7年度		
	幹旋頭数	幹旋金額	幹旋頭数	幹旋金額	
乳牛 幹旋	経産牛	0 頭	—	0 頭	—
	初妊牛	40 頭	19,483 千円	32 頭	14,952 千円
	育成牛	183 頭	50,621 千円	330 頭	76,151 千円
	肉用牛	410 頭	61,667 千円	353 頭	60,220 千円
	牡 犢	854 頭	44,388 千円	868 頭	77,588 千円
	合 計	1,487 頭	176,159 千円	1,583 頭	228,911 千円
	幹旋手数料		5,428 千円		6,834 千円

6. 市乳事業

区 分	6年度		7年度		
	取扱量	販売金額	取扱量	販売金額	
市乳 取扱 高	飲用乳	31,575 KL	6,162,613 千円	32,484 KL	6,507,390 千円
	その他	12,135 KL	2,787,830 千円	12,328 KL	2,947,039 千円
	合 計	43,710 KL	8,950,443 千円	44,812 KL	9,454,429 千円

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	6年度	7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,031	3,112
うち、出資金及び資本準備金の額	1,285	1,270
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,861	1,975
うち、外部流出予定額(△)	-115	-129
うち、上記以外に該当するものの額	-2	-4
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	3,035	3,115
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	10	15
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額	40	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	51	73
自己資本		
自己資本の額(イ) - (ロ) (ハ)	2,983	3,042
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,630	11,302
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		11,293
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,957	266
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	13,588	11,568
自己資本比率		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	21.95%	26.29%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	31		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,786	2,157	86
法人等向け	226	165	7
中小企業等向け及び個人向け	921	378	15
抵当権付住宅ローン	2,220	600	24
不動産取得等事業向け	260	250	10
三月以上延滞等			
取立未済手形	5	1	0
信用保証協会等保証付	2,279	224	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付			
出資等	322	322	13
(うち出資等のエクスポージャー)	322	322	13
(うち重要な出資のエクスポージャー)			
上記以外	7,610	7,533	301
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー)	526	1,314	53
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,084	6,219	249
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(うち非STC適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
CVAリスク相当額÷8%			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	24,660	11,630	465
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		1,957	78
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
		13,588	544

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	37		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,081	2,016	81
ガバード・ボンド向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	9		
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	2,039	821	33
	89	4	0
不動産関連向け	4,388	1,816	73
(うち自己居住用不動産等向け)	4,249	1,745	70
(うち賃貸用不動産向け)	60	16	1
(うち事業用不動産関連向け)	78	55	2
(うちその他不動産関連向け)			
(うちADC向け)			
劣後債券及びその他資本性証券等			
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	23	25	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
取立未済手形	3	1	0
信用保証協会等による保証付	2,196	215	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
株式等	364	364	15
共済約款貸付			
上記以外	5,208	6,044	242
(うち重要な出資のエクスポージャー)			
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエク スポージャー)			
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー)	557	1,393	56
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポ ージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポ ージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポ ージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,650	4,650	186
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(短期STC要件適用分)			
(うち不良債権証券化適用分)			
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	24,348	11,302	452

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの 合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	266	11
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	11,568	463

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	266
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	11
BI	177
BIC	21

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		6年度			7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	234	234			212	212		
	林業								
	水産業								
	製造業	58	58			55	55		
	鉱業								
	建設・不動産業	1	1						
	電気・ガス・熱供給・水道業								
	運輸・通信業								
	金融・保険業	10,747				10,084			
	卸売・小売・飲食・サービス業	9	9			2	2		
	日本国政府・地方公共団体								
	上記以外	476	151			1,057	156		
個人	7,775	7,738		0.07	8,533	8,229		0.07	
その他	5,364	-			4,404	-			
業種別残高計		24,664	8,191		0.07	24,347	8,654		0.07
1年以下		11,000	287			9,380	301		
1年超3年以下		203	203			1,179	225		
3年超5年以下		393	393			443	443		
5年超7年以下		358	358			319	319		
7年超10年以下		446	446			505	505		
10年超		6,485	6,485			6,831	6,831		
期限の定めのないもの		5,779	19		0.07	5,690	30		0.07
残存期間別残高計		24,664	8,191		0.07	24,347	8,654		0.07
信用リスク期末残高		24,664	8,191		0.07	24,347	8,654		0.07
信用リスク平均残高		12,332	7,908		0.04	19,264	8,628		0.04

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	26,341	3,279		26,341	▲ 23,062	3,279	3,279	2,751		3,279	▲ 528	2,751
個別貸倒引当金	66					66	66					66

※一般貸倒引当金の期中増加額については、自己査定に係る取扱基準改訂に伴い、法定繰入率による補正が廃止され、中央会が毎期提供する「貸倒実績率全道とりまとめ表」に基づく補正へ変更したことにより繰入率が低下し、前年に比べ大幅に減少しております。

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業				0						0	
	林業				0						0	
	水産業				0						0	
	製造業				0						0	
	鉱業				0						0	
	建設・不動産業				0						0	
	電気・ガス・熱供給・水道業				0						0	
	運輸・通信業				0						0	
	金融・保険業				0						0	
	卸売・小売・飲食・サービス業				0						0	
上記以外				0						0		
個人		66			66		66				66	
業種別計	0	66	0	0	66	0	66	0	0	0	66	0

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項目	7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バラ ンス資産 項目 A	オフ・バラ ンス資産 項目 B	オン・バラ ンス資産 項目 C	オフ・バラ ンス資産 項目 D	信用リス ク・ア セットの 額 E	
現金	0	37		37			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	10,081		10,081		2,016	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	9		9			
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,023	152	1,990	15	821	41%
（うちトランザクター向け）	45		89		9	4	44%
不動産関連向け	20～150	4,388		4,376		1,816	41%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	4,249		4,242		1,745	41%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	60		55		16	29%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	78		78		55	71%
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	23		23		25	109%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	3		3		1	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	2,196		2,146		215	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	364		364		364	100%
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	5,208		5,208		6,044	116%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	557		557		1,393	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,650		4,650		4,650	100%
証券化	—						
（うちSTC要件適用分）	—						
（短期STC要件適用分）	—						
（うち不良債権証券化適用分）	—						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)	—	24,332	152	24,237	15	11,302	47%

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他						合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他					合計	
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他					合計	
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他				合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10											10	
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他				合計	
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													
(うち特定貸付債権向け)													
	100%	150%	250%	400%	その他							合計	
劣後債券及びその他資本性証券等													
株式等													
	45%	75%	100%	その他								合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け				2								2	
(うちトランザクター向け)													
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	2				1						1	4	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け (うち賃貸用不動産向け)													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他						合計	
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)													
	60%	その他										合計	
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)													
	100%	150%	その他									合計	
不動産関連向け (うちADC向け)													
	50%	100%	150%	その他								合計	
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他							合計	
現金													
取立未済手形													
信用保証協会等による保証付		2										2	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		6年度
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	32
	リスク・ウェイト2%	0
	リスク・ウェイト4%	0
	リスク・ウェイト10%	2,237
	リスク・ウェイト20%	10,791
	リスク・ウェイト35%	1,052
	リスク・ウェイト50%	0
	リスク・ウェイト75%	60
	リスク・ウェイト100%	6,743
	リスク・ウェイト150%	0
	リスク・ウェイト250%	526
	その他	51
	リスク・ウェイト 1250%	0
自己資本控除額	0	
合 計	21,492	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	16,307,245			16,220,925
40%～70%	864,900	88,600	10	873,739
75%	1,279,968	49,035	10	1,281,245
80%				
85%	254,471			249,394
90%～100%	36,942	10,873	10	38,026
105%～130%				
150%	16,483			16,484
250%	364,383			364,384
400%				
1250%				
その他	44	3,759	10	420
合 計	19,124,436	152,267	10	19,044,617

注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構 向け		
我が国の政府関係機関 向け		
地方三公社向け		
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け		
法人等向け	55	
中小企業等向け及び個 人向け	23	801
抵当権付住宅ローン		1,158
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外	98	980
合 計	176	2,939

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位:百万円)

	7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	9		
中堅中小企業等向け及び個人向け	170	1,495	
自己居住用不動産等向け		1,572	
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係 る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合 計	185	3,067	

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、以下の規程類によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

- 自己資本比率算出要領
- 自己資本比率算出事務手続
- 内部統制規程
- 情報システム運用管理規程 など
- 事務リスク管理規程
- 災害対策計画(BCP)

②BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

③ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位:百万円)

	6年度		7年度		非上場
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額	
上場	171	171	210	210	
非上場	601	598	634	631	
子会社	78	78	78	78	
合計	850	847	922	919	
		引当後		引当後	

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位:百万円)

6年度			7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
114		153	

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

6年度		7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利貸出金によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	280	351	0	0
2	下方パラレルシフト		0	3	3
3	スティープ化	281	355		
4	フラット化		0		
5	短期金利上昇		0		
6	短期金利低下	20	26		
7	最大値	281	355	3	3
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,112		3,031	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

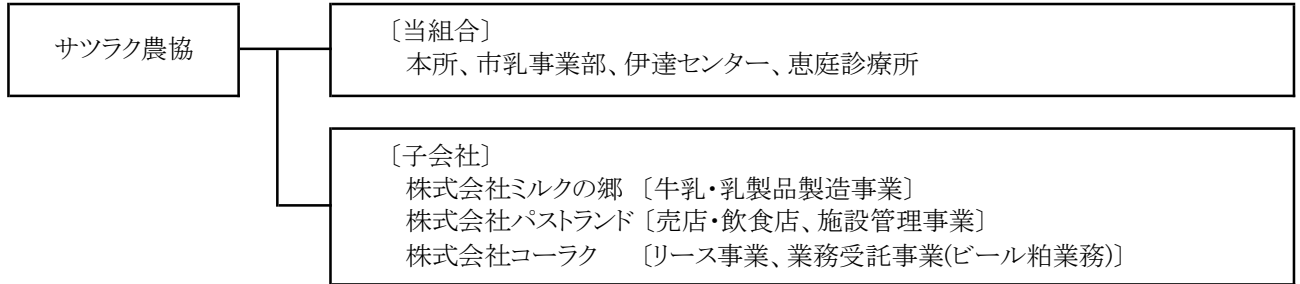
VI. 連結情報

1. 組合およびその子会社の主要な事業の内容および組織の構成

(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■ グループの概況

サツラク農業協同組合のグループは、当組合、子会社3社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は3社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 組合の子会社に関する事項

■ 子会社について

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金総額	当組合の議決権比率	当組合及び他の子会社等の議決権比率
株式会社ミルクの郷	山本 裕康	札幌市東区丘珠町573番地27	牛乳・乳製品製造事業	平成10年2月20日	30,000千円	70.00%	70.00%
株式会社パストランド	川口谷 仁	札幌市東区丘珠町573番地27	売店・飲食店施設管理事業	平成8年4月16日	40,000千円	99.82%	99.82%
株式会社コーラク	川口谷 仁	札幌市東区苗穂町3丁目3番7号(サツラク本所内)	リース事業 ビール粕業務	昭和19年9月8日	40,000千円	99.75%	99.75%

■ 子会社の財務内容

会社名	決算日	事業収益	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
株式会社ミルクの郷	令和7年12月31日	7,879,240千円	44,248千円	30,449千円	1,730,983千円	585,728千円
株式会社パストランド	令和7年12月31日	91,891千円	▲ 460	▲ 537	70,589千円	67,020千円
株式会社コーラク	令和7年12月31日	38,079千円	3,753千円	4,701千円	86,003千円	79,604千円

2. 連結事業概況(令和7年度)

■ 直近の事業年度における事業の概要

◇ 連結事業の概況

令和7年度のサツラク農業協同組合の連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益305百万円、連結当期剰余金251百万円、連結純資産4,005百万円、連結総資産24,136百万円で、連結自己資本比率は32.69%となりました。

● 株式会社ミルクの郷

令和7年度は、計画・前年並みの受託数量46,241kℓを確保し、生産コスト全般が高騰する厳しい環境下においても、社員一人ひとりの協力のもと「効率の改善」および「安定した製品供給」に努め、税引前当期純利益は44,248千円と計画(36,587千円)を上回ることができました。

● 株式会社パストランド

令和7年度は、来客利用者数が48.4千人(前年比108.9%)と好調に推移しましたが、人件費や設備の更新・修繕などに係る費用の増加により、税引前当期純利益は▲455千円と計画(1,020千円)を下回りました。

● 株式会社コーラク

令和7年度は、リース事業の新規契約が6件、投資額8,482千円と昨年より29百万円減少しましたが、サツラク農協購買課とのリース契約物件(飼料タンク等)を飼料メーカー等への売却等により、税引前当期純利益は6,330千円と計画(5,516千円)を上回ることができました。

なお、今後の方針につきましては、令和7年12月18日開催の取締役会において、「事業終了計画」が承認され、令和8年6月30日を解散予定日として諸準備を進めております。

3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結CF、連結注記表及び連結剰余金計算書

■ 連結貸借対照表

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	18,999,131	18,716,508	1 信用事業負債	18,717,026	18,100,571
(1) 現金及び預金	10,781,961	10,071,169	(1) 貯金	18,549,692	17,955,801
(2) 有価証券	—	—	(2) 借入金	—	19,914
(3) 貸出金	8,152,811	8,582,139	(3) その他の信用事業負債	167,334	124,856
(4) その他の信用事業資産	67,019	65,375	2 共済業負債	36,632	34,986
(5) 貸倒引当金	△ 2,661	△ 2,175	(1) 共済資金	21,876	20,139
2 共済事業資産	520	154	(2) その他の共済事業負債	14,756	14,848
(1) その他の共済事業資産	521	154	3 経済事業負債	1,614,660	1,704,132
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 支払手形及び経済事業未払金	943,653	1,006,630
3 経済事業資産	2,214,405	2,078,416	(2) その他の経済事業負債	671,008	697,502
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,545,187	1,522,247	4 設備借入金	—	—
(2) 棚卸資産	303,636	260,643	5 雑負債	193,448	230,280
(3) その他の経済事業資産	366,366	296,257	(1) 税未払金	52,920	70,703
(6) 貸倒引当金	△ 785	△ 732	(2) リース債務	2,086	1,218
4 雑資産	33,105	50,000	(3) その他の雑負債	138,442	158,359
(1) その他の雑資産	33,105	50,000	6 諸引当金	11,742	13,592
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 役員退職慰労引当金	11,742	13,592
5 固定資産	2,401,413	2,392,772	7 繰延税金負債	31,862	47,187
(1) 有形固定資産	2,390,454	2,377,305	8 負ののれん	—	—
建物構築物	(739,800)	(696,784)	負債の部合計	20,605,370	20,130,749
車両運搬具	(22,130)	(23,676)	(純 資 産 の 部)		
機械装置	(198,343)	(212,894)	1 組合員資本	3,602,776	3,719,558
工具器具備品	(61,300)	(53,726)	(1) 出資金	1,285,326	1,268,538
土地	(1,363,687)	(1,363,687)	(2) 資本準備金	1,854	1,854
建設仮勘定	(4,860)	(22,460)	(3) 利益剰余金	2,317,375	2,453,405
リース資産	(—)	(—)	(4) 処分未済持分	△ 1,779	△ 4,239
一括償却資産	(333)	(4,077)	(5) 子会社所有親組合出資金	—	—
(2) 無形固定資産	10,959	15,467	2 評価・換算差額等	82,513	109,301
ソフトウェア	(4,046)	(4,383)	(1) その他有価証券評価差額金	82,513	109,301
ソフトウェア仮勘定	(6,600)	(10,770)	3 非支配株主持分	167,445	176,031
電話加入権	(314)	(314)			
6 外部出資	768,944	840,427	純資産の部合計	3,852,734	4,004,890
(1) 外部出資	771,944	843,427	負債及び純資産の部合計	24,458,103	24,135,639
(2) 外部出資等損失引当金	△ 3,000	△ 3,000			
7 退職給付にかかる資産	40,585	57,362			
8 繰延税金資産	—	—			
9 繰延資産	—	—			
資産の部合計	24,458,103	24,135,639			

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業総利益	1,348,182	1,323,322	(9) 畜産事業収益	11,446	14,121
事業収益	10,988,621	11,502,385	(10) 畜産事業費用	4,514	4,329
事業費用	9,640,439	10,179,062	畜産事業総利益	6,932	9,793
(1) 信用事業収益	162,883	187,660	(11) 市乳事業収益	9,133,853	9,576,442
資金運用収益	148,029	175,679	(12) 市乳事業費用	8,349,207	8,825,411
(うち預金利息)	(1,397)	(16,738)	市乳事業総利益	784,646	751,031
(うち受取奨励金)	(46,833)	(42,885)	(13) その他事業収益	186,950	194,639
(うち有価証券利息)	(-)	(-)	(14) その他事業費用	64,831	65,128
(うち貸出金利息)	(96,417)	(112,760)	その他事業総利益	122,119	129,510
(うちその他受入利息)	(3,382)	(3,297)	2 事業管理費	1,029,287	1,041,016
役務取引等収益	10,046	7,858	(1) 人件費	800,695	781,339
その他事業直接収益	-	-	(2) その他事業管理費	228,592	259,677
その他経常収益	4,808	4,123	事業利益	318,895	282,307
(2) 信用事業費用	19,400	61,438	3 事業外収益	110,853	99,702
資金調達費用	11,581	32,765	(1) 受取雑利息	101	82
(うち貯金利息)	(10,084)	(31,172)	(2) 受取出資配当金	8,537	9,334
(うち給付補填備金繰入)	(9)	(137)	(3) 持分法による投資益	-	-
(うち借入金利息)	(110)	(117)	(4) 賃貸料	3,115	2,914
(うちその他支払利息)	(1,378)	(1,339)	(5) 販売事業外収益	86,148	76,338
役務取引等費用	3,386	3,450	(6) その他の事業外収益	12,952	11,034
その他事業直接費用	-	-	4 事業外費用	86,147	77,243
その他経常費用	4,433	25,224	(1) 支払雑利息	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)	(2) 持分法による投資損	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 17,571)	(△ 485)	(3) 寄付金	-	-
信用事業総利益	143,483	126,222	(4) 販売事業外費用	86,148	76,338
(3) 共済事業収益	42,370	45,788	(5) 貸倒引当金繰入額 (事業外)	-	0
共済付加収入	40,032	43,070	(6) 貸倒引当金戻入益 (事業外)	△ 1	-
その他の収益	2,338	2,718	(7) その他の事業外費用	-	905
(4) 共済事業費用	1,377	1,354	経常利益	343,601	304,766
共済推進費及び共済保全費	1,377	1,354	5 特別利益	408	11,069
その他の費用	△ 0	△ 0	(1) 固定資産処分益	408	11,034
共済事業総利益	40,993	44,434	(2) その他の特別利益	-	35
(5) 購買事業収益	1,212,112	1,219,188	6 特別損失	491	1,675
購買品供給高	1,193,309	1,202,042	(1) 固定資産処分損	491	1,675
購買手数料	12,866	15,429	(2) 固定資産圧縮損	-	-
その他の収益	5,938	1,717	(3) 減損損失	-	-
(6) 購買事業費用	1,140,928	1,143,633	(4) 災害損失	-	-
購買品供給原価	1,083,871	1,122,762	(5) その他の特別損失	-	-
購買品供給費	39,439	15,435	税金等調整前当期利益	343,518	314,159
その他の費用	17,618	5,437	法人税・住民税及び事業税	(65,182)	(49,914)
購買事業総利益	71,184	75,555	過年度法人税追徴税額	(-)	(-)
(7) 販売事業収益	323,213	342,702	法人税等調整額	(12,593)	(3,607)
販売手数料	71,168	75,001	法人税等合計	77,775	53,522
受入集乳費	246,521	256,653	当期利益	265,742	260,638
その他の収益	5,524	11,048	非支配株主に帰属する当期利益	28,080	9,146
(8) 販売事業費用	144,389	155,925	当期剰余金	237,662	251,492
販売費	136,942	154,466			
その他の費用	7,447	1,458			
販売事業総利益	178,824	186,777			

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	343,518	314,159
減価償却費	340,713	157,209
減損損失	-	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	-	13,592
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 23,071	△ 539
退職給付引当金の増加額(△は減少)	4,801	△ 28,518
外部出資等損失引当金の増減額	-	-
信用事業資金運用収益	△ 162,883	△ 187,660
信用事業資金調達費用	19,400	61,438
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 8,638	△ 9,416
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益	-	-
固定資産売却損益(△は益)	△ 388	△ 8,419
固定資産除去損	253	240
固定資産圧縮損	-	-
一般補助金	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	-
その他損益	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 589,327	△ 429,328
預金の純増(△)減	822,000	670,000
貯金の純増減(△)	△ 137,566	△ 593,891
信用事業借入金純増減	-	19,914
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 4,805	12,180
その他の信用事業負債の純増減(△)	92,854	△ 57,049
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	4,392	△ 1,738
その他の共済事業資産の純増(△)減	△ 336	367
その他の共済事業負債の純増減(△)	473	92
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 103,787	22,940
棚卸資産の純増(△)減	13,686	42,993
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 12,169	62,978
その他経済事業資産の純増(△)減	14,954	70,109
その他経済事業負債の純増減(△)	△ 42,010	26,494
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	△ 22,378	24,544
その他の資産の純増(△)減	△ 18,730	△ 16,895
その他の負債の純増減(△)	△ 27,516	19,050
信用事業資金運用による収入	163,215	177,135
信用事業資金調達による支出	△ 19,400	△ 46,877
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 59,610	△ 102,747
小 計	587,645	212,354
雑利息及び出資配当金の受取額	8,638	9,416
法人税等の支払額	△ 97,294	△ 56,675
過年度遡及会計適用による影響額	-	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	498,989	165,095
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 408,430	△ 148,807
固定資産の売却による収入	388	8,419
外部出資による支出	△ 32,910	△ 32,976
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 440,952	△ 173,364
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備の借入による収入	-	-
設備借入金の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	142,275	40,632
出資の払戻による支出	△ 175,572	△ 57,420
持分の譲渡による収入	18,024	1,779
持分の取得による支出	△ 1,779	△ 4,309
出資配当金の支払額	△ 12,799	△ 12,749
非支配株主への配当金支払額	△ 450	△ 456
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,301	△ 32,523
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	27,736	△ 40,792
6 現金及び現金同等物の期首残高	64,225	91,961
7 現金及び現金同等物の期末残高	91,961	51,169

【注記】この計算書におけるキャッシュ(資金)の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

令和 6 年度【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 3社

株式会社 ミルクの郷

株式会社 パストランド

株式会社 コーラク

(2) 連結される子会社の事業年度に関する事項

①12月末日 3社

②当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年12月末日であります。

(3) 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

当組合の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの残高はないので適用しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②販売品(製品および商品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③その他の棚卸資産(原材料) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

④その他の棚卸資産(貯蔵品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに市乳工場等の機械及び一部備品及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権

及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・市乳事業

牛乳乳製品の製造を子会社の株式会社ミルクの郷へ委託し小売店等の販売店に供給する事業であり、当組合は小売店等との契約に基づき、製品を引き渡す義務を負っております。この小売店等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末残高のない勘定科目は「-」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業

間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 59,252 千円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 6 年 12 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年 12 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 3,446 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 254,217 千円であり、その内訳は次の通りです。

建物構築物 193,974 千円、機械装置 50,705 千円、工具器具備品 9,538 千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当ありません

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。)の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。危険債権額は 24,293 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 連結損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

該当ありません。

(2) 棚卸資産評価の状況

市乳事業費用には、低価法による洗い替えにより、前期生クリーム評価損戻入益 3,793 千円と当期生クリーム評価損 949 千円が含まれております。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	56,550 千円	170,549 千円	113,999 千円
合計		56,550 千円	170,549 千円	113,999 千円

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

(3) 有価証券の減損処理の状況

該当ありません

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき日本生命保険相互会社との契約による確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	33,644 千円
①退職給付費用	△ 55,761 千円
②年金資産(確定給付企業年金制度)への拠出金	62,702 千円
調整額合計	6,941 千円 ①+②
期末における前払年金費用	40,585 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

①退職給付債務	△787,247 千円
②年金資産(確定給付型年金制度)	827,832 千円
③未積立退職給付債務	40,585 千円 ①+②
④貸借対照表計上額純額	40,585 千円 ③
⑤前払年金費用	40,585 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	55,761 千円
-----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,584 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 64,114 千円となっています。

8. 税効果会計関係

外部出資等損失引当金	829 千円
役員退職慰労引当金	3,243 千円
減損損失否認額	47,577 千円
未払事業税	3,292 千円
その他	4,311 千円
繰延税金資産小計	59,252 千円
評価性引当額	△48,417 千円
繰延税金資産合計(A)	10,835 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△11,210 千円
その他有価証券評価差額金	△31,487 千円
繰延税金負債合計(B)	△42,697 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△31,862 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.23%
事業分量配当金	△7.99%
住民税均等割等	1.12%
その他	1.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.64%</u>

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略おります。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

令和7年度【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 3社

株式会社 ミルクの郷

株式会社 パストランド

株式会社 コーラク

(2) 連結される子会社の事業年度に関する事項

①12月末日 3社

②当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年12月末日であります。

(3) 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

当組合の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの残高はないので適用しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購入品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②販売品(製品および商品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③その他の棚卸資産(原材料) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

④その他の棚卸資産(貯蔵品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに市乳工場等の機械及び一部備品及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権

及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・市乳事業

牛乳乳製品の製造を子会社の株式会社ミルクの郷へ委託し小売店等の販売店に供給する事業であり、当組合は小売店等との契約に基づき、製品を引き渡す義務を負っております。この小売店等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末残高のない勘定科目は「-」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業

間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）12,939 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 7 年 12 月に作成した単年度経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 12 月に作成した単年度計画を基礎として算出しており、単年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 2,907 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法 「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 254,017 千円であり、その内訳は次の通りです。

建物構築物 193,974 千円、機械装置 50,505 千円、工具器具備品 9,538 千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当ありません

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。)の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。危険債権額は 22,483 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 連結損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

該当ありません。

(2) 棚卸資産評価の状況

市乳事業費用には、低価法による洗い替えにより、前期生クリーム評価損戻入益 949 千円と当期生クリーム評価損 2,581 千円が含まれております。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	57,736 千円	210,242 千円	152,506 千円
合計		57,736 千円	210,242 千円	152,506 千円

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

(3) 有価証券の減損処理の状況

該当ありません

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき日本生命保険相互会社との契約による確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	40,585 千円
①退職給付費用	△ 48,607 千円
②年金資産(確定給付企業年金制度)への拠出金	65,384 千円
調整額合計	16,777 千円 ①+②
期末における前払年金費用	57,362 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

①退職給付債務	△794,642 千円
②年金資産(確定給付型年金制度)	852,004 千円
③未積立退職給付債務	57,362 千円 ①+②
④貸借対照表計上額純額	57,362 千円 ③
⑤前払年金費用	57,362 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	48,607 千円
-----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,841 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 59,175 千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	778 千円
外部出資等損失引当金	850 千円
役員退職慰労引当金	3,851 千円
減損損失否認額	48,692 千円
未払事業税	2,516 千円
その他	5,913 千円
繰延税金資産小計	62,600 千円
評価性引当額	△49,555 千円
繰延税金資産合計(A)	13,045 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△16,250 千円
その他有価証券評価差額金	△43,205 千円
損金に算入した中間納付仮払事業税等	△777 千円
繰延税金負債合計(B)	△60,232 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△47,187 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.28%
事業分量配当金	△9.92%
住民税均等割等	1.22%
各種税額控除等	△2.00%
その他	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>17.04%</u>

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.62%から28.33%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,383千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,083千円減少し、法人税等調整額は300千円減少しております。

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略おります。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

■ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	6年度	7年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,854	1,854
資本剰余金増加高		
資本剰余金減少高		
資本剰余金期末残高	1,854	1,854
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	2,152,121	2,317,374
利益剰余金増加高	237,662	251,492
当期剰余金	(237,662)	(251,492)
利益剰余金減少高	72,409	115,461
出資配当金	(12,799)	(12,714)
事業分量配当金	(59,610)	(102,747)
利益剰余金期末残高	2,317,374	2,453,405

4. 農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額			
危険債権額	24	22	△ 2
要管理債権額			
三月以上延滞債権額			
貸出条件緩和債権額			
小 計	24	22	△ 2
正常債権額	8,204	8,617	413
合 計	8,228	8,639	411

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円)

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
連結事業収益	10,087	9,695	10,517	11,073	11,581
信用事業収益	164	159	160	163	188
共済事業収益	44	41	42	42	46
農業関連事業収益	9,694	9,296	10,132	10,681	11,152
その他事業収益	185	199	183	187	195
連結経常利益	283	193	319	344	305
連結当期剰余金	209	147	221	238	251
連結純資産額	3,488	3,546	3,684	3,853	4,005
連結総資産額	24,000	24,349	24,444	24,458	24,136
連結自己資本比率	23.47%	24.66%	26.25%	26.08%	32.69%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

6. 連結事業年度の事業別経常収支等

(単位:百万円)

		6年度	7年度
信用事業	事業収益	163	188
	経常利益	40	25
	資産の額	19,362	19,092
共済事業	事業収益	42	46
	経常利益	14	14
	資産の額	100	105
農業関連事業	事業収益	10,681	11,152
	経常利益	307	282
	資産の額	4,860	4,793
その他事業	事業収益	187	195
	経常利益	△ 17	△ 16
	資産の額	136	146
合 計	事業収益	11,073	11,581
	経常利益	344	305
	資産の額	24,458	24,136

7. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和7年12月末における自己資本比率は、32.69%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	サツラク農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	<u>1,269百万円(前年度1,285百万円)</u>

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	6年度	7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員資本の額	3,487	3,589
うち、出資金及び資本準備金の額	1,287	1,270
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,317	2,453
うち、外部流出予定額(△)	-116	-130
うち、上位以外に該当するものの額	-2	-4
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主の額	168	176
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	3,658	3,768
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	11	15
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額		0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	41	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	52	72
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	3,606	3,696
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,386	11,038
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,442	266
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	13,828	11,304
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	26.08%	32.69%

- 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2.当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 3.当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	31		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,786	2,157	86
法人等向け	159	98	4
中小企業等向け及び個人向け	921	378	15
抵当権付住宅ローン	2,220	600	24
不動産取得等事業向け	260	250	10
三月以上延滞等			
取立未済手形	5	1	0
信用保証協会等保証付	2,279	224	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付			
出資等	322	322	13
(うち出資等のエクスポージャー)	322	322	13
(うち重要な出資のエクスポージャー)			
上記以外	7,433	7,356	294
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー)	526	1,314	53
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	7	7	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,900	6,035	241
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(うち非STC適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
CVAリスク相当額÷8%			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	24,416	11,386	455
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		2,442	98
所要自己資本額計		13,828	553

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	37		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,081	2,016	81
ガバード・ボンド向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	9		
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	1,991	773	31
	89	4	0
不動産関連向け	4,388	1,816	73
(うち自己居住用不動産等向け)	4,249	1,745	70
(うち賃貸用不動産向け)	60	16	1
(うち事業用不動産関連向け)	78	55	2
(うちその他不動産関連向け)			
(うちADC向け)			
劣後債券及びその他資本性証券等			
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	23	25	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 取立未済手形	3	1	0
信用保証協会等による保証付	2,196	215	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等	364	364	15
共済約款貸付			
上記以外	4,992	5,828	233
(うち重要な出資のエクスポージャー) (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクス ポージャー)			
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクス ポージャー)	557	1,393	56
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポ ージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポ ージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポ ージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,434	4,434	177
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(短期STC要件適用分)			
(うち不良債権証券化適用分)			
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	24,084	11,038	442

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの 合計額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	266	11
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	11,304	452

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	266
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	11
BI	177
BIC	21

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、当組合以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		6年度				7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	234	234			212	212		
	林業								
	水産業								
	製造業					9	9		
	鉱業								
	建設・不動産業	1	1						
	電気・ガス・熱供給・水道業								
	運輸・通信業								
	金融・保険業	10,747				10,084			
	卸売・小売・飲食・サービス業								
	日本国政府・地方公共団体								
	上記以外	476	151			1,057	156		
	個人	7,775	7,738		0.07	8,533	8,229		0.07
その他	5,364	-			4,404	-			
業種別残高計		24,597	8,124		0.07	24,299	8,606		0.07
1年以下		10,999	286			9,377	298		
1年超3年以下		195	195			1,163	209		
3年超5年以下		335	335			414	414		
5年超7年以下		358	358			319	319		
7年超10年以下		446	446			505	505		
10年超		6,485	6,485			6,831	6,831		
期限の定めのないもの		5,779	19		0.07	5,690	30		0.07
残存期間別残高計		24,597	8,124		0.07	24,299	8,606		0.07
信用リスク期末残高		24,597	8,124		0.07	24,299	8,606		0.07

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	26,341	3,279		26,341	▲ 23,062	3,279	3,279	2,751		3,279	▲ 528	2,751
個別貸倒引当金	66					66	66					66

※一般貸倒引当金の期中増加額については、自己査定に係る取扱基準改訂に伴い、法定繰入率による補正が廃止され、中央会が毎期提供する「貸倒実績率全道とりまとめ表」に基づく補正へ変更したことにより繰入率が低下し、前年に比べ大幅に減少しております。

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業				0						0	
	林業				0						0	
	水産業				0						0	
	製造業				0						0	
	鉱業				0						0	
	建設・不動産業				0						0	
	電気・ガス・熱供給・水道業				0						0	
	運輸・通信業				0						0	
	金融・保険業				0						0	
	卸売・小売・飲食・サービス業				0						0	
	上記以外				0						0	
個人		66			66		66			66		
業種別計	0	66	0	0	66	0	66	0	0	66	0	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項目	7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バラ ンス資産 項目 A	オフ・バラ ンス資産 項目 B	オン・バラ ンス資産 項目 C	オフ・バラ ンス資産 項目 D	信用リス ク・ア セットの 額 E	
現金	0	37		37			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	10,081		10,081		2,016	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	9		9			
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,975	152	1,942	15	773	39%
（うちトランザクター向け）	45		89		9	4	44%
不動産関連向け	20～150	4,388		4,376		1,816	41%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	4,249		4,242		1,745	41%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	60		55		16	29%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	78		78		55	71%
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	23		23		25	109%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	3		3		1	33%
信用保証協会等による保証付	0～10	2,196		2,146		215	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	364		364		364	100%
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	4,992		4,992		5,828	117%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	557		557		1,393	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,434		4,434		4,434	100%
証券化	—						
（うちSTC要件適用分）	—						
（短期STC要件適用分）	—						
（うち不良債権証券化適用分）	—						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)	—	24,068	152	23,973	15	11,038	46%

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他						合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他					合計	
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他					合計	
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他				合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10											10	
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他				合計	
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													
(うち特定貸付債権向け)													
	100%	150%	250%	400%	その他							合計	
劣後債券及びその他資本性証券等													
株式等													
	45%	75%	100%	その他								合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け				2								2	
(うちトランザクター向け)													
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	2				1						1	4	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他						合計	
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)													
	60%	その他										合計	
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)													
	100%	150%	その他									合計	
不動産関連向け(うちADC向け)													
	50%	100%	150%	その他								合計	
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)													
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他							合計	
現金													
取立未済手形													
信用保証協会等による保証付		2										2	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		6年度
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	32
	リスク・ウェイト2%	0
	リスク・ウェイト4%	0
	リスク・ウェイト10%	2,237
	リスク・ウェイト20%	10,791
	リスク・ウェイト35%	1,052
	リスク・ウェイト50%	0
	リスク・ウェイト75%	60
	リスク・ウェイト100%	6,676
	リスク・ウェイト150%	0
	リスク・ウェイト250%	526
	その他	51
	リスク・ウェイト 1250%	0
自己資本控除額	0	
合 計	21,425	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	16,307,245			16,220,925
40%～70%	864,900	88,600	10	873,739
75%	1,279,968	49,035	10	1,281,245
80%				
85%	254,471			249,394
90%～100%	36,894	10,873	10	37,978
105%～130%				
150%	16,483			16,484
250%	364,383			364,384
400%				
1250%				
その他	44	3,759	10	420
合 計	19,124,388	152,267	10	19,044,569

注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。
 信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。
 JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構 向け		
我が国の政府関係機関 向け		
地方三公社向け		
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け		
法人等向け	55	
中小企業等向け及び個 人向け	23	801
抵当権付住宅ローン		1,158
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外	98	980
合 計	176	2,939

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位:百万円)

	7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	9		
中堅中小企業等向け及び個人向け	170	1,495	
自己居住用不動産等向け		1,572	
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係 る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	185	3,067	

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容を参照ください。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容を参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	280	351	0	0
2	下方パラレルシフト		0	3	3
3	スティープ化	281	355		
4	フラット化		0		
5	短期金利上昇		0		
6	短期金利低下	20	26		
7	最大値	281	355	3	3
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,766		3,654	

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、サツラク農業協同組合の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年4月23日
サツラク農業協同組合
代表理事組合長 山本裕康

Ⅷ. 沿革・歩み

1. トピックス

■ 設立～1920年代

- 1895年（明治28年） ●札幌牛乳搾取業組合（申合）通称四日会設立
…札幌付近の酪農家10数名によりつくられた北海道初の民間酪農団体
後のサツラク農協・雪印乳業(株)の母体…
- 1915年（大正4年） ●札幌牛乳販売組合設立
- 1917年（大正6年） ●札幌酪農組合（申合）と改称
- 1920年（大正9年） ●有限責任札幌酪農信用販売購買生産組合設立認可

■ 1930～1980年代

- 1933年（昭和8年） ●札幌ミルクプラントを操業
- 1944年（昭和19年） ●札幌酪農組合解散 ●札幌酪農牛乳(株)設立
- 1948年（昭和23年） ●札幌酪農業協同組合設立
- 1951年（昭和26年） ●乳牛の人工授精事業開始
- 1959年（昭和34年） ●札幌市苗穂町に事務所移転
- 1961年（昭和36年） ●恵庭事業所竣工
- 1962年（昭和37年） ●配合飼料工場竣工
- 1968年（昭和43年） ●「サツラク農業協同組合」に改称
- 1969年（昭和44年） ●貯金残高10億円達成
- 1970年（昭和45年） ●市乳工場竣工
●本所新事務所竣工
- 1972年（昭和47年） ●旭川支所、事務所竣工
- 1980年（昭和55年） ●肥育牧場（千歳市）竣工
- 1987年（昭和62年） ●創立40周年記念式典
- 1988年（昭和63年） ●貯金残高100億円達成

■ 1990～2000年代

- 1990年（平成2年） ●CI戦略プロジェクト発足
- 1991年（平成3年） ●第1回「サツラク農協 市民ふれあい祭り」開催
…消費拡大運動の新たな展開…
- 1994年（平成6年） ●貯金残高150億円達成
- 1995年（平成7年） ●札幌牛乳搾取業組合創立100周年記念式典
●ミルクの郷一部オープン ●新工場本稼働
- 1996年（平成8年） ●ミルクの郷竣工・落成式
- 1997年（平成9年） ●創立50周年記念式典
- 1998年（平成10年） ●組合50年史発行
- 1999年（平成11年） ●共済業務開始
- 2004年（平成16年） ●市乳製品デザインリニューアル
- 2008年（平成20年） ●濃縮設備導入・本稼働
- 2010年（平成22年） ●配合飼料工場閉鎖
- 2012年（平成24年） ●酪農アドバイザー採用
- 2013年（平成25年） ●ピュアブラン特許取得
●本所耐震改修及び金融・共済店舗改装
- 2014年（平成26年） ●伊達センター移転
- 2018年（平成30年） ●恵庭事務所閉鎖
- 2019年（令和元年） ●肥育牧場（千歳市）閉鎖
●「食品安全システム認証（国際規格 FSSC22000）」認証取得（(株)ミルクの郷）
●「食品安全マネジメントシステム（国際規格 ISO22000）」認証取得
（サツラク農協、(株)ミルクの郷）
- 2020年（令和2年） ●旭川事務所閉鎖

Ⅸ. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I-3①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2.3.4.6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

開示項目	記載項目
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均値	
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
○貸出金償却の額	III-9
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥

<連結(組合及び子会社等) 農業協同組合法施行規則第205条関係>

開示項目	記載項目
●組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	VI-1(1)
○組合の子会社等に関する事項	VI-1(2)
・名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
・資本金又は出資金	
・事業の内容	
・設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	VI-2

開示項目	記載項目
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	VI-5
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期利益又は当期損失	
・純資産額	
・総資産額	
・連結自己資本比率	
●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	VI-3
○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額	VI-4
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	VI-7
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI-6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①、V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・CVAリスクに関する事項	V-7
・マーケット・リスクに関する事項	V-8
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④、V-9
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-10①
・金利リスクに関する事項	V-12
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑧
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	V-10②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-11
・金利リスクに関する事項	V-12

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○ 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・CVAリスクに関する事項	VI-7(7)
・マーケット・リスクに関する事項	VI-7(8)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(9)
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(10)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(12)①
○ 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②~⑧
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	VI-7(10)②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(11)
・金利リスクに関する事項	VI-7(12)②